

令和5年度

定期監査結果

柳川市監査委員

目 次

1	令和5年度定期監査結果（10月期）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
	・総務部(人事秘書課、総務課、企画課、DX推進課、財政課)	
	・会計課	
	・選挙管理委員会	
	・公平委員会	
	・固定資産評価審査委員会	
2	令和5年度定期監査結果（11月期）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 15
	・市民部(税務課、市民課、生活環境課)	
	・大和庁舎(市民サービス課)	
	・三橋庁舎(市民サービス課)	
3	令和5年度定期監査結果（12月期）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 27
	・建設部(建設課、都市計画課、国土調査課)	
	・上下水道課	
4	令和5年度定期監査結果（1月期）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 36
	・教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)	
	・小学校(柳河小学校、城内小学校、昭代第一小学校、昭代第二小学校、皿垣小学校、中島小学校、大和小学校、矢ヶ部小学校、垂見小学校)、中学校(柳城中学校、昭代中学校、三橋中学校)	
5	令和5年度定期監査結果（2月期）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 53
	・保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)	
6	令和5年度定期監査結果（3月期）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 64
	・産業経済部(農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、企業誘致推進課、観光課)	
	・農業委員会	
7	令和5年度定期監査結果（4月期）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 77
	・議会事務局	
	・消防本部	
	・教育部(生涯学習課)	
	・監査委員事務局	

柳川市監査委員告示第 17 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、定期監査を実施したの
で、同条第 9 項の規定により、その結果を公表します。

令和 5 年 11 月 30 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹
柳川市監査委員 浦 川 和 久

令和5年度(10月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

総務部(人事秘書課、総務課、企画課、DX推進課、財政課)、会計課
選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会

3 監査の実施期間

令和5年10月1日から令和5年10月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和5年4月1日から令和5年8月31日まで(令和5年度分)

令和4年9月1日から令和5年5月31日まで(令和4年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

浦 川 和 久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《総務部》

(人事秘書課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和４年１１月２７日の福岡市への旅行は、旅行命令を受けていない。

イ ストレスチェック分産業医報酬を支出しているが、条例に報酬支給に関する規定がない。

(契約事務)

ア 人事評価システム保守業務委託契約書において、別紙仕様書に関する内容が見積依頼時の仕様書の内容と相違している。

【注意事項】

ア アルコールチェッカー購入に係る契約締結伺書に添付された見積状況調書に日付の誤りがある。

(総務課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア まちづくり協議会の実績報告書について、柳川市校区まちづくり協議会補助金交付要綱に規定された期日までに提出されていないものがある。

イ 市民協働のまちづくり事業について、事業実施後に交付決定している。事業内容変更に際し、変更後の事業計画等が添付されていない。

ウ 行政区活動助成金について、下記のものがある。

- ・実績報告の対象経費に他の補助金対象経費を計上している。
- ・実績報告で、助成対象期間外の経費を計上している。

エ 防犯灯設置補助金について、設置承認申請より前に設置したものに対し補助金を交付している。

(契約事務)

ア 地上デジタル・データ放送地域情報発信サービス「d ボタン広報誌」利用契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。(前年度指摘事項)

イ 柳川駅前駐輪場整理業務委託契約について、見積状況調書が作成されていない。

ウ 防災行政無線親局設備（無停電電源装置）修繕について、検査日以降に検査員を任命している。また、検査員任命伺に決裁日及び施行日の記入がない。

【注意事項】

ア 防災行政無線システム屋外支局設備改修工事の着工届について、着工日が誤記されたものを受領している。

イ 柳川地区交通安全対策施設整備工事について、下記のものがある。

- ・使用材料承認の担当者意見（承認及び不承認）欄に記入がない。
- ・下請負承認願に対し、下請負承認伺及び下請負承認・不承認通知書を作成していない。

ウ ナンバー8221 の公用車運転日誌について、令和4年12月7日から同月13日まで課長印の押印がない。また、使用の記入がない行に、課長の押印がされている。

エ 起案文書等に決裁日や施行日の記入がないものがある。

オ 物品購入に係る事務について下記のものがある。

- ・見積書日付の記入がない。
- ・発注日の記入がない。
- ・納品期限の記入がない。

カ 交通安全指導員業務委託実施報告書について、柳川市文書管理規程に基づく文書の供覧が一部の職員のみとなっているものがある。

キ 防犯灯設置補助金について、下記のものがある。

- ・承認申請内容の一部に記入がない。
- ・設置位置図、写真の添付がない。
- ・委任状に日付、領収書に但し書きの記載がない。
- ・補助金交付決定通知書の日付が、起案日や決裁日より前になっている。

(企画課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 令和4年11月15日の大牟田市への旅行は、旅行命令を受けていない。
- イ 令和4年度地方バス運行維持費補助金の交付決定において、財務規則第4条に規定する財政課長を経た総務部長との合議が行われていない。
- ウ 令和5年度柳川市移住パンフレット作成業務委託契約に係る委託料について、支出負担行為書が起票されていない。

(契約事務)

- ア 令和5年度柳川市移住パンフレット作成業務委託契約について、予定価格の設定が行われていない。

【注意事項】

- ア KBC「ふるさとWish」柳川市魅力発信業務委託について、施行令第167条の2第1項第7号該当として随意契約しているが、根拠としている適用号数が合致していない。
- イ 柳川市市民アンケート調査業務委託の一般競争入札公告において、契約事務規則第6条第1項に規定された事項の一部が記載されていない。
- ウ 現金領収書の受領を希望しない者に対する領収書を破棄している。

(D X 推進課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 下記の契約について、財務規則第 4 条に規定する財政課長を経た総務部長との合議が行われていない。

- ・ 行政手続オンライン申請管理システム導入業務委託
- ・ 令和 5 年度端末機器等リース

【注意事項】

特になし。

(財政課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 柳川庁舎中央監視装置保守点検業務委託契約について、契約書に自動更新条項が規定されている。

(財産管理)

ア 普通財産の土地について、借受人が社会福祉法人で、借受けの目的が社会福祉施設用地で貸し付けている契約が複数あるが、貸付料が有償の場合と無償の場合がある。

イ 普通財産の土地及び建物について、柳川市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 4 条第 1 号を根拠として営農組合に無償で貸し付けている契約があるが、貸付の相手方及び目的が同規定と合致していない。

ウ 普通財産の貸付料について、貸付期間が1月を超えて1月に満たない場合において、財務規則第 128 条第 3 項の規定に基づいて算出されていない。

【注意事項】

ア 財務会計システムインボイス対応業務委託契約について、見積依頼起案文書の決裁日より前に見積依頼しており、徴取された見積書に日付の記入がない。

イ 市民会館解体工事管理業務委託契約について、見積状況調書の見積徴取年月日が誤っている。

ウ A B C 粉末消火器購入契約について、請書に記載された「5 仕様書等(別紙)」の添付がない。

エ ファイル等の物品購入について、見積書の日付が伺兼依頼書の決裁日より前になっている。また、予定価格は 3 万円を超えているが、契約締結何書が作成されていない。

オ マイクロバスの使用について、運行管理要綱第 5 条第 1 項に該当するとして使用許可しているが、根拠としている規定に合致していないものがある。

《会計課》

【指摘事項】

(契約事務)

ア OCR 処理業務委託の単価契約締結に係る起案文書について、随意契約の理由や根拠規定及び業者選定理由の記載がない。また、予定価格の設定についても事績が残されていない。

【注意事項】

特にない。

《選挙管理委員会》

【指摘事項】

(契約事務)

ア 県議会議員選挙柳川庁舎期日前投票所パーテーション設置及び撤去契約に係る予定価格調書に予定価格設定権者の押印がない。

イ 下記契約について、施行令第167条の2第1項第2号の根拠により随意契約しているが、内容が合致していない。

- ・市議会議員選挙投票事務人材派遣業務委託契約
- ・市議会議員選挙開票事務人材派遣業務委託契約

【注意事項】

ア 参議院議員通常選挙委託金の増額交付分について、調定変更決議書ではなく調定決議書を作成している。

イ 下記契約について徴取した見積書に押印がない。

- ・市議会議員選挙柳川庁舎期日前投票所パーテーション設置及び撤去契約
- ・県議会議員選挙柳川庁舎期日前投票所パーテーション設置契約
- ・県議会議員選挙柳川庁舎期日前投票所パーテーション設置及び撤去契約

ウ 選挙公報作成及び発送業務委託契約について、見積依頼書に見積書の提出はFAXの場合、後日原本提出としてるが、原本を徴取していない。

エ 下記契約について、見積依頼起案文書に予算額や設計金額の記載がない。

- ・柳川地区ポスター掲示場設置及び撤去業務委託契約
- ・大和地区ポスター掲示場設置及び撤去業務委託契約
- ・三橋地区ポスター掲示場設置及び撤去業務委託契約
- ・選挙公報等配送及び封詰委託業務契約
- ・市議会議員選挙投票事務人材派遣業務委託契約
- ・市議会議員選挙開票事務人材派遣業務委託契約

オ 投票所入場券印刷契約について、請書に納入期限の記載がない。

カ 旅行命令書に帰着地は居住地としているが、理由が付されていない。

《公平委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

《固定資産評価審査委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定が明らかにされていないものや予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理にあたっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努めるとともに、契約書や仕様書等の内容についても十分に確認されたい。

イ 公文書への記入漏れや記入誤り等の安易なミスが散見される。職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に向け積極的に取り組まれたい。

柳川市監査委員告示第 19 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、定期監査を実施したの
で、同条第 9 項の規定により、その結果を公表します。

令和 5 年 12 月 28 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹
柳川市監査委員 浦 川 和 久

令和5年度(11月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

市民部(税務課、市民課、生活環境課)

大和庁舎(市民サービス課)、三橋庁舎(市民サービス課)

3 監査の実施期間

令和5年11月1日から令和5年11月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで(令和5年度分)

令和4年10月1日から令和5年5月31日まで(令和4年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

浦 川 和 久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《市民部》

(税務課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 調定決議書の起票日が遅れているものがある。調定決議書は、財務規則第 25 条第 1 項の規定により、適正な時期に起票されたい。

- ・令和 5 年度国有資産等所在地交付金（福岡地方裁判所）
- ・柳川庁舎キオスク端末資産所得証明（5 月分）

(支出事務)

ア 令和 4 年 10 月 1 日起票の「月間『税』」2022 年 10 月号～2023 年 3 月号の支出負担行為書が、会計管理者の確認を受けないまま保管されている。

(契約事務)

ア 確定申告支援システム利用及び保守業務委託契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

イ O A ラベル等事務用品購入について、伺兼依頼書に記載の予定金額が別紙及び契約締結伺書と相違している。

(その他)

ア 令和 4 年度軽自動車ワンストップサービス及び J N K S 連携対応業務委託の業務完了認定通知書に基づく引渡書について、収受処理（供覧）が行われていない。

【注意事項】

ア 「月間『税』」2022 年 10 月号～2023 年 3 月号の支出負担行為書に、決裁日の記入がない伺兼依頼書が添付されている。

イ 家屋評価システム使用に係る契約締結起案文書に、使用公印名の記載がない。

ウ 市税関係専用紙（納付書等）及び市税関係専用紙（通知書等）について下記のものがある。

- ・130 万円以下の印刷製本請負契約について、伺兼依頼書及び契約締結伺書により事務処理しているが、見積提出依頼について重複して起案文書も作成している。
- ・契約締結に当たり徴取された見積書に、日付の記入がないものがある。

エ 原動機付自転車標識購入について、伺兼依頼書の決裁前に見積書を徴取している。

オ 公用車運転日誌について、下記のものがある。

- ・訂正後の走行距離の記入がない。
- ・鉛筆や消せるペンを使用している。
- ・使用の記入がない行に、課長印が押印されている。

(市民課)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 調定決議書の起票日が遅れているものがある。調定決議書は、財務規則第 25 条第 1 項の規定により、適正な時期に起票されたい。
- ・郵送請求（令和 5 年 4 月分）
 - ・キオスク手数料（令和 5 年 4 月分）

- イ 令和 5 年 6 月 1 日起票の窓口交付手数料過多分の調定決議書が、会計管理者に通知されないまま保管されている。

(支出事務)

- ア 令和 5 年 7 月 10 日起票の予算流用申請書（柳川庁舎管理費（1 節：報酬から 8 節：旅費へ））について、人件費から人件費以外の経費へ流用しているが、財務規則第 17 条第 4 項の規定による事前の市長決裁を受けていない。

(契約事務)

- ア 下記契約について、予算不足により流用しているが、予算流用申請書を起案する前に契約締結している。
- ・マイナンバー特設会場複合機契約（4 月～9 月）
 - ・マイナ・アシスト賃貸借契約（再リース 1 回目）
 - ・マイナ・アシスト保守契約

- イ 下記契約について、見積状況調書を作成していない。また、契約の締結に当たり徴取した見積書に日付の記入がない。
- ・一体型・本人確認書類裏書印字システム保守・点検業務委託
 - ・フルカラー複合機のパフォーマンスに関する業務委託
 - ・電動式回転保管庫（ファイルストッカー）の保守・点検業務委託

- ウ POSレジネットワーク回線配線工事業務委託契約について、予定価格の設定、見積書の徴取、見積状況調書の作成がされないまま、契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。

- エ 証明書自動交付機（キオスク端末）導入契約について、予定価格調書を入れた封筒は厳封された形跡がなく、予定価格設定者による予定価格の設定もされないまま、契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。

オ 200 万円を超えるＱＵＯカード購入について下記のものがある。

- ・財務規則第 4 条に規定する総務課長及び財政課長を経た総務部長合議が行われていない。
- ・予定価格が 3 万円を超えるが、事前に伺兼依頼書により決裁を受けることなく、契約締結伺書が起案され決裁されている。

カ マイナポイント設定支援等業務委託契約（4～6 月）及び同委託契約（7～9 月）について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を随意契約の根拠規定としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。

キ マイナポイント設定支援等業務委託契約（4～6 月）及び同委託契約（7～9 月）について、契約金額は 1,000 万円以上であるが、契約締結に当たり財務規則第 4 条に規定する財政課長を経た総務部長合議が行われていない。

ク マイナポイント申請支援等業務委託契約（令和 4 年度分）に係る予定価格の設定が行われていない。

ケ マイナポイント設定支援等業務委託契約（7～9 月）について、見積状況調書が作成されていない。

コ 下記契約について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

- ・マイナンバーカードトータルサポート業務委託（令和 4 年度分）
- ・マイナポイント申請支援等業務委託（令和 4 年度分）
- ・マイナポイント設定支援等業務委託（4～6 月）
- ・マイナポイント設定支援等業務委託（7～9 月）

（その他）

ア 戸籍システム改修業務について、再委託（2 件）を承認しているが承認通知書中「3 契約年月日」が空欄のまま受注者へ通知している。

イ マイナポイント設定支援等業務委託（4～6 月）について、業務完了検査調書と業務完了認定通知書の金額が契約金額と相違している。

【注意事項】

ア フロンテミニ購入について、伺兼依頼書の消費税は内税と記載されているが、予定金額の小計と消費税を含めた計の金額が相違している。

イ 戸籍システムバージョンアップ事業リースについて、落札者決定通知書に冠記され

た文書の記号を誤記している。

ウ 無料法律相談業務委託契約について、見積状況調書の見積書比較価格を誤記している。

エ 下記契約の業務完了検査調書について、検査日を誤記している。

- ・証明書自動交付機（キオスク端末）導入契約
- ・マイナンバーカードトータルサポート業務委託契約（令和４年度分）

オ 令和４年度のマイナンバーカードトータルサポート業務委託契約及びマイナポイント申請支援等業務委託契約について、契約締結の起案文書において「契約の方法：随意契約」としているが、適用号数の記載がない。

カ マイナンバーカードトータルサポート業務委託契約（令和４年度分）の引渡書について、業務委託料が誤記されたものを受領している。

キ マイナポイント設定支援等業務委託契約（７～９月）について、受注者へ渡すべき契約書を、渡さずに保管している。

ク 下記書籍等購入について、伺兼依頼書に決裁日の記入がない。

- ・令和５年４月１日起票 戸籍時報（837～850号）等
- ・令和５年４月３日起票 戸籍（令和５年４月～令和６年３月号）等

【要望・意見】

指摘事項及び注意事項に挙げたとおり、事務の誤りや遺漏が多く見受けられる。担当者の事務処理が適正に行われていないだけでなく、組織としてのチェック体制が機能していないと思われる。まずは、職員一人一人がプロ意識を持ち、適切な事務処理に努めるとともに、柳川市随意契約ガイドライン等を十分参考にしながら適正な業務運営に取り組まれるよう要望する。

(生活環境課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けないまま保管されている。

(契約事務)

ア 大和最終処分場伐採剪定業務委託契約書において、契約事務規則第 29 条第 3 号により契約保証金を免除しているが、根拠としている規定に合致していない。

イ 複合機カウンターサービス契約書に収入印紙の貼付がない。

ウ 畜犬管理システム利用契約に係る見積依頼起案文書を作成しておらず、予定価格の設定も行っていない。

(その他)

ア ごみ収集袋販売業務を委託しているため、公金取り扱いを私人に委託していることとなるが、施行令第 158 条第 2 項に規定の告示がなされていない。

【注意事項】

ア 複合機カウンターサービス契約について、受注者へ渡すべき契約書を、渡さずに保管している。

イ 茶色のびんの運搬処分及び再資源化業務契約に係る見積状況調書の見積徴取日を誤記している。

ウ 資源物(紙類)の売買契約について、市作成の見積書様式に見積依頼品目以外の品目を誤って記載している。

エ 下記補助金の交付申請書と請求書の印鑑が相違しているものがある。

- ・柳川市生ごみ処理機器設置補助金
- ・住宅用太陽光発電システム設置事業補助金

オ 合併処理浄化槽補助金交付事務について、完了確認調書の日付を誤記しているものがある。

《大和庁舎》

(市民サービス課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア モノクロ複合機及びデジタルモノクロ広幅複合機のパフォーマンス契約書に収入印紙の貼付がない。

【注意事項】

ア 行政財産使用許可について、下記のものがある。

- ・ 柳川市シルバー人材センターに対し不要な申請書の受理及び許可証の交付を行っている。
- ・ 不服申立てに係る審査請求期間等が誤っている。

《三橋庁舎》

(市民サービス課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 三橋庁舎 2 階設置の印刷機賃貸借契約について、予定価格の設定が行われていない。

【注意事項】

ア 下記の契約について、見積状況調書の見積徴取年月日が誤っている。

- ・三橋庁舎 2 階設置のデジタルモノクロ広幅複合機賃貸借契約
- ・三橋庁舎 2 階設置のカラー複合機賃貸借契約

イ 土地建物賃貸借契約書について、誤った条項の引用により駐車場の賃貸借料を無償としている。

ウ 行政財産使用許可について、不服申立てに係る審査請求期間等が誤っている。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定が誤っているものや明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

イ 合議の漏れに加え、公文書への記入漏れや記入誤りなどの安易なミスが散見される。職員間で問題や課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、適正な事務処理に取り組まれたたい。

柳川市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、定期監査を実施したの
で、同条第 9 項の規定により、その結果を公表します。

令和 6 年 1 月 31 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹
柳川市監査委員 浦 川 和 久

令和5年度(12月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

建設部(建設課、都市計画課、国土調査課)、上下水道課

3 監査の実施期間

令和5年12月1日から令和5年12月28日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和5年4月1日から令和5年10月31日まで(令和5年度分)

令和4年11月1日から令和5年5月31日まで(令和4年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

浦 川 和 久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《建設部》

(建設課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和４年１１月２５日に職員が旅行命令権者の命令を受けずに、大牟田市へ公用車を使用し旅行をしている。

(契約事務)

ア 下記契約について、予定価格が１０万円以上２００万円未満であるため予定価格の設定権者は部長となるが、課長により設定されている。

- ・市営蒲池立石団地植木剪定業務委託契約
- ・市営団地消防用設備等点検業務委託契約（蒲池立石団地他）
- ・市営団地消防用設備等点検業務委託契約（中山団地他）
- ・市営住宅遊具保守点検業務委託契約
- ・市営団地貯水槽清掃及び一般水質検査業務委託契約
- ・広幅モノクロ複合機パフォーマンス契約

イ 下記契約について、契約金額が１０万円以上２００万円未満であるため契約締結起案文書の決裁権者は部長となるが、課長により決裁されている。

- ・市営団地消防用設備等点検業務委託契約（蒲池立石団地他）
- ・市営団地消防用設備等点検業務委託契約（中山団地他）

(その他)

ア 市営住宅入居手続きについて、市営住宅管理条例第１１条第１項第１号に規定する連帯保証人の要件を満たさない者を連帯保証人としているものがある。（前年度指摘事項）

【注意事項】

ア 市営団地消防用設備等点検業務委託契約について、見積状況調書の予定価格欄に設計金額を記載している。

イ 物品購入事務について、下記のものがある。

- ・検査日や納入確認日が、納品書の日付より前になっている。
- ・契約締結伺書の起案日や決裁日が、見積書の日付より前になっている。

ウ 令和４年１１月７日から令和５年１０月３１日までの公用車運転日誌（１台分）に、課長印の押印がない。

(都市計画課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 三橋町高畑公園の不動産貸借契約書について、契約日令和 5 年 4 月 1 日の契約書に同年 6 月 20 日の不動産登記事項証明書が製本されている。

(その他)

ア 令和 5 年 5 月 2 日申請の公園利用（占有）許可申請書及び公園使用料等減免申請書について不備のまま許可している。

- ・公園利用（占有）許可申請書に申請者の押印がない。また、目的欄は空欄で場所及び面積欄に目的を誤記している。
- ・公園利用等減免申請書に申請者の押印がなく、場所及び面積欄が空欄である。

イ 下記契約の作業実績報告について、柳川市文書管理規程に基づく収受処理（供覧）が行われていない。

- ・駅前広場清掃業務委託契約
- ・遊歩道清掃業務委託契約（柳川市民文化会館北側及び御花南側遊歩道）
- ・遊歩道清掃業務委託契約（伝習館北側遊歩道）

【注意事項】

ア 旅行命令（依頼）書について、特別承認事項の該当がないものに部長の承認印を押しているものがある。

イ 老朽危険家屋等除却促進事業補助金（令和 5 年度基幹事業No.6）について、相続関係者等の確認前に補助金交付決定を起案している。

ウ 公用車運転日誌について、使用の記入がない行に課長印を押印しているものがある。

エ 屋外広告物（更新）許可申請書類について、下記のものがある。

- ・申請書が消せるペンで書かれている。
- ・申請に係る書類（申請書や自主点検報告書、変更届）に届け出日の記入がない。
- ・看板設置使用承諾書の看板設置者や設置場所、承諾日の記入がない。

(国土調査課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和5年11月8日から9日までの那覇市への旅行は、旅行命令権者でない者により命令されている。

(契約事務)

ア 複合機レンタル契約について、予定価格の設定が行われていない。

イ 下記の契約について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

- ・柳川市大和町豊原地内国土（地籍）調査業務委託に係る境界標の購入契約
- ・複合機レンタル契約

ウ 市有地売買契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

【注意事項】

ア 道路占用許可の際に不服申立てに係る教示を行っていない。

《上下水道課》

ー水道事業ー

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和4年12月14日から16日までの福岡市への旅行について、自家用車使用の承認事項を旅行命令権者でない者が承認している。また、宿泊料金の計算が誤っている。

(契約事務)

ア 下記単価契約については、債務負担行為を設定している契約や長期継続契約が適用できる契約ではないが、年度開始前の令和5年3月27日に契約を締結している。

- ・除草等業務委託契約
- ・水道メーター購入契約
- ・次亜塩素酸ナトリウム購入契約

【注意事項】

ア 矢加部配水場他電気計装設備保守点検業務委託契約について、契約約款で照査技術者は管理技術者を兼ねることができないとしているが、業務着手届では同一人となっている。また、第一種電気工事士の資格を確認できる書類が添付されていない。

イ 上水道施設（管路）台帳管理システムデータ修正業務委託契約について、業務委託に伴う受託業者社員の身分証明証の発行日が起案文書の決裁日より前になっている。

ウ 次亜注入設備保守点検業務委託契約について、徴取された見積書の日付が記入されていない。

エ 公用車運転日誌に使用者氏名の記入がないものがある。

一下水道事業一

【指摘事項】

(支出事務)

ア 支出負担行為書及び食糧費支出伺書について、決裁権者の押印がないものがある。

(契約事務)

ア 汚水幹線管渠内テレビカメラ調査業務委託契約について、委託契約ではない様式の契約書を使用している。また、契約書に貼付された収入印紙の額が誤っている。

(その他)

ア カラーマンホール蓋購入にあたり、予算の定めがない各項間の予算を流用し、予算を執行している。

イ 矢留ポンプ場建設予定地の土地に係る行政財産使用許可について、市長決裁を受けることなく、課長決裁により許可されている。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、決裁区分の誤りや予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理にあたっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努めるとともに、契約書等の内容についても十分に確認をされたい。

柳川市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和6年2月29日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

令和5年度(1月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)

3 監査の実施期間

令和6年1月4日から令和6年1月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和5年4月1日から令和5年11月30日まで(令和5年度分)

令和4年12月1日から令和5年5月31日まで(令和4年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

浦 川 和 久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《教育部》

(学校教育課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 下記単価契約について、起案文書及び契約書に契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

- ・小中学校教職員健康診断委託契約
- ・学校心臓検診委託契約
- ・教職員健康診断胸部X線・胃部X線健診委託契約
- ・パフォーマンス契約(城内小学校、東宮永小学校、両開小学校)
- ・パフォーマンス契約(大和中学校)
- ・パフォーマンス契約(藤吉小学校、垂見小学校、矢ヶ部小学校、中山小学校、二ッ河小学校)
- ・パフォーマンス契約(柳河小学校、矢留小学校、昭代第一小学校、昭代第二小学校、柳城中学校、柳南中学校、大和中学校、三橋中学校)

イ 下記契約の契約保証金について、契約事務規則第29条第7号により契約保証金を免除しているが、契約金額が同号に定める額を超えている。

- ・小・中学校校舎ガラス清掃業務委託契約
- ・中学校通知表用クリアファイル物品売買契約
- ・蒲池中学校火災受信機改修工事請負契約

ウ 下記契約について決裁権者が部長となるが、誤って課長としている。

- ・小学校単独給食調理校グリストラップ及び換気ダクト等清掃業務委託契約
- ・小学校4校給食室・食堂害虫駆除及び殺鼠施工業務委託契約
- ・小中学校教職員健康診断委託変更契約
- ・小中学校安全指導員業務委託契約

エ 19 小学校遊具点検業務委託契約について下記のものがある。

- ・契約事前伺を会計年度開始前に行っている。
- ・点検業務委託契約であるが、修繕請負条項が設けられている。

オ 昭代第一小学校ちびっこ農園事業賃貸借契約書に自動更新条項が設けられている。

カ 下記契約について、財務規則第4条に規定する総務課長及び財政課長を経た総務部長合議が行われていない。

- ・「学校給食物資」供給に関する契約
- ・学校給食物資納入にかかる物品売買契約

キ 蒲池中学校火災受信機改修工事請負契約について下記のものがある。

- ・施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を随意契約の根拠規定としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。
- ・工事を先行し、工事完了後に契約締結伺を起案し、契約書を作成している。

【注意事項】

ア 学校教育研究指定事業補助金について、事業完了以前に補助金の額を確定しているものがある。

イ 城内小学校体育館西側屋根雨漏り改修工事契約について、着工届の「5 現場代理人」及び「6 主任技術者又は管理技術者」の記載がない。

ウ 外国語指導助手（A L T）派遣業務委託契約書の別添資料 1 を誤記している。

エ 小中学校学力アップ支援事業非常勤講師業務委託契約について下記のものがある。

- ・契約締結起案文書の決裁日を誤記している。
- ・覚書の変更前総勤務時間数を誤記している。

オ 起工伺及び業務完了届に決裁日の記入がないものがある。

カ 工事完成届に、決裁権者の押印がないものがある。

キ 80 万円以下の物品（小学校知能検査）購入について、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱第 7 条の規定による伺兼依頼書ではなく、起案文書により処理している。

ク 小中学校卒業記念品購入に係る見積状況調書の見積徴取者名を誤記している。

ケ 物品購入事務について下記のものがある。

- ・契約締結伺書の起案日、決裁日及び契約日が、見積徴取年月日より前の日付である。
- ・伺兼依頼書の決裁日が記入されていない。

(柳川学校給食共同調理場)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 令和5年7月27日起案のボイラー用薬剤購入に係る契約締結伺書について、契約日を誤記している。

イ 令和5年度の調理場ピット内蒸気管修理について、施行令第167条の2第1項第5号を根拠として随意契約しているが、適用号数が誤っている。

ウ 委託業務や修繕業務に係る契約について、見積依頼起案文書に予算額や設計金額の記載がないものがある。

(大和学校給食共同調理場)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和 5 年 6 月 16 日に決定した賄材料費の過年度支出について、財務規則第 4 条に規定する財政課長を経た総務部長との合議が行われていない。

(契約事務)

ア 令和 5 年度の機械警備業務委託契約について、契約事務規則第 29 条第 7 号により契約保証金を免除しているが、契約金額が同号に定める額を超えている。

イ 令和 5 年度の排水処理施設等維持管理業務委託契約に係る対価の支払時期について、請求を受理した日から 40 日以内と記載しているが、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する約定期間と合致していない。

【注意事項】

ア 修繕業務に係る契約について、下記のものがある。

- ・施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号を根拠として随意契約しているが、適用号数が誤っている。
- ・見積依頼起案文書に予算額や設計金額の記載がない。

(三橋学校給食共同調理場)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 下記の契約について、契約書中に建設工事請負契約約款に関する記載があるが、同約款が添付されていない。

- ・令和４年度 研修室エアコン交換工事請負契約
- ・令和５年度 洗浄室床修繕その他工事請負契約

イ 下記の契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

- ・令和５年度 機械警備業務契約
- ・令和５年度 調理用機械器具保守委託契約
- ・令和５年度 空調機器保守点検業務委託契約

【注意事項】

ア 令和５年度の機械警備業務契約について、施行令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約しているが、起案文書に業者特定の原因を記載していない。

イ 委託業務や修繕業務に係る契約について、見積依頼起案文書に予算額や設計金額の記載がないものがある。

(人権・同和教育推進室)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 令和5年度夏期講座について、講座の周知を講演承諾日より前に行っている。

イ 起案文書について、下記のものがある。

- ・ 公印使用欄に押印者の押印がない。
- ・ 決裁日及び施行日の記入がない。

(図書館)

【指摘事項】

(契約事務)

ア テレホンスタンド購入について、伺兼依頼書の起案より前に発注依頼を行っている。

【注意事項】

ア 旅行命令（依頼）書について、特別承認事項の該当がないものに部長の承認印が押印されている。

イ 物品購入事務について、下記のものがある。

- ・ 検査日が、納品書の日付より前になっている。
- ・ 決裁日の記入がない。

ウ 旅行命令（依頼）書について、復命の記入がないものがある。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定が誤っているものや契約保証金の取扱いが適正に処理されていないもの等が見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市契約事務規則及び柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

イ 公文書への記入漏れや記入誤りなど安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが見受けられる。職員間で問題や課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、適正な事務処理に取り組まれたい。

令和5年度(1月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

小学校(柳河小学校、城内小学校、昭代第一小学校、昭代第二小学校、皿垣小学校、中島小学校、大和小学校、矢ヶ部小学校、垂見小学校)、中学校(柳城中学校、昭代中学校、三橋中学校)

3 監査の実施期間

令和6年1月4日から令和6年1月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和5年4月1日から令和5年11月30日まで(令和5年度分)

令和4年12月1日から令和5年5月31日まで(令和4年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

オ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各小中学校

6 監査の方法

監査は、監査対象の各小中学校から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資

料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
中 村 秀 樹（識見監査委員）
浦 川 和 久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各小中学校において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《小学校》

(柳河小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(城内小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 契約事務について、児童用図書納入請書の日付及び履行期間が鉛筆で記入されているものがある。

(昭代第一小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 物品購入について、納品完了前に検査欄に押印されているものがある。

(昭代第二小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(皿垣小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(中島小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(大和小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(矢ヶ部小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(垂見小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 契約事務について、起案文書の決裁日と施行日の記入がない。

《中学校》

(柳城中学校)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 支出負担行為書について、未決裁のものがある。

【注意事項】

ア 請書の日付を修正しているものがある。

(昭代中学校)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 支出負担行為書について、未決裁のものがある。

【注意事項】

ア 物品購入事務について下記のものがある。

- ・納品完了前に検査欄に押印されている。
- ・納品検査はしているが未決裁である。

(三橋中学校)

【指摘事項】

(契約事務)

ア ウォータークーラー他購入について、物品売買契約書の契約日の記入がない。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

ア 物品購入等に関する事務について、伺兼依頼書及び契約締結伺書への記入漏れ、伺兼依頼書起案から見積書徴取・契約締結伺書起案までの処理において日付に整合性のないものなどが見受けられるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を十分に確認し、適正な事務処理を行われたい。

柳川市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和6年3月29日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

令和5年度(2月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)

3 監査の実施期間

令和6年2月1日から令和6年2月29日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和5年4月1日から令和5年12月31日まで(令和5年度分)

令和5年1月1日から令和5年5月31日まで(令和4年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

浦 川 和 久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《保健福祉部》

(福祉課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和 5 年 1 月 6 日起票「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和 5 年 1 月 16 日支払分)」に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。

イ 地域デイサービス事業補助金について、地域デイサービス事業補助金交付要綱第 8 条の 3 に規定する補助金変更交付決定通知書が作成されていない。

ウ 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金について、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第 7 条第 4 号に規定する市長の指示を受けていない。

(契約事務)

ア 予定価格が 10 万円を超える戦没者追悼式祭壇賃貸借契約について、1 者見積りにより契約の相手方を決定しているが、起案文書に業者の特定理由を記載していない。

イ 複合機賃貸借契約について、契約書及び起案文書に契約保証金についての記載がなく、契約保証金の取扱いについての決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

ウ 介護予防教室（脳の健康教室）業務委託契約書に添付された学習療法等導入実施契約書に自動更新条項が規定されている。

エ 下記契約について、見積書の日付が、事前伺の起案日より前になっている。

- ・生きがい活動支援通所事業運営委託契約
- ・生活管理指導員派遣事業業務委託契約

オ 緊急通報システム事業携帯型サービス業務委託契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

【注意事項】

ア 複合機の賃貸借契約締結にあたり、徴取された見積書に日付の記入がない。

イ 寝具類乾燥消毒サービス事業委託契約について、契約書第 4 条規定の実施回数と寝具類乾燥消毒サービス事業実施要綱第 3 条第 3 項規定の実施回数が相違している。

ウ 在宅介護支援センター（三橋町地区）運営事業委託契約について、業者提出書類の

一部を受領せず返還している。

エ 令和5年度敬老会事業業務委託契約について、下記のものがある。

- ・実績報告書が提出されていない。
- ・実績報告書に日付の記載がない。

オ 公用車運転日誌に課長の確認印がないものがある。

(生活支援課)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 下記契約について、支援員の資格条件等の確認書類が添付されていない。

- ・生活困窮者自立相談支援事業等業務委託契約
- ・生活困窮者就労準備支援事業等業務委託契約
- ・被保護者就労支援事業事務委託契約

(子育て支援課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 令和4年度の児童福祉総務費旅費について下記のものがある
- ・旅費雑費支給地域であるが旅費雑費が支給されていない。
 - ・旅費が支給されていない。

(契約事務)

- ア 地域子育て支援拠点「このゆびとまれ」内設置複合機のパフォーマンス契約について、契約書に自動更新条項が規定されている。

(その他)

- ア 出産・子育て応援給付金の給付申請書に、必要書類の添付がないものがある。

【注意事項】

- ア 随意契約において、事前伺の起案・決裁を受けずに契約締結しているものがある。

- イ 旅行命令（依頼）書について下記のものがある。

- ・旅行先に「佐賀市」「久留米市」と記載されているが、旧市町まで記載されていない。
- ・復命の記入がない。

- ウ 学童保育所の保安警備業務委託契約について、徴取された見積書に日付の記入がない。

- エ 出産・子育て応援給付金申請書について、規定の様式を使用していないものがある。

- オ 決定通知書の文書番号が起案文書と相違したまま通知しているものがある。

- ・出産・子育て応援給付金の令和5年10月3日決定分
- ・妊婦健康診査受診費助成金の令和5年3月7日決定分

- カ 保育所等送迎用バス安全装置整備事業費補助金について、実績報告書に不備があるまま受領している。

- キ 予算流用申請書に総務部長の押印がないものがある。

- ク 地域子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」庭木剪定業務委託契約の起案文書に決裁日及び施行日の記入がない。

- ケ 子育て応援給付金申請書について、署名日の記入がないものがある。

(健康づくり課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 下記の負担金交付申請について、決裁権者により決裁されていない。

- ・令和 5 年度 福岡県国民健康保険保険基盤安定負担金
- ・令和 5 年度 福岡県国民健康保険未就学児均等割保険料負担金

(支出事務)

ア 柳川市老人クラブ連合会に対する令和 5 年度国民健康保険健康づくり助成事業補助金の交付決定について、決裁権者により決裁されていない。

(契約事務)

ア 下記の契約について、契約書中に別紙仕様書に関する記載があるが、同仕様書が添付されていない。

- ・令和 4 年度 専用紙（納付書等）印刷製本請負契約書
- ・令和 5 年度 国民健康保険税本算定及び仮算定納付書（読み取りテスト用）請書

イ 令和 5 年度三橋総合保健福祉センタートレーニングルーム機器保守点検業務委託契約書に収入印紙の貼付がない。

ウ 令和 5 年度柳川総合保健福祉センター電動式椅子付観覧席保守点検業務委託契約書に係る委託料の支払時期について、請求があった日から起算して 30 日以内と記載しているが、別添約款に規定している支払時期が誤っている。

(その他)

ア 総合保健福祉センターの施設使用料等に係る請求書に柳川市公印規則の規定と相違する公印を使用している。

【注意事項】

ア 下記の契約について、契約事務規則第 29 条の規定に基づいて契約保証金を免除しているが、適用号数が誤っている。

- ・新型コロナワクチン接種タクシー料金助成事業に係る契約書
- ・三橋総合保健福祉センター自家用電気工作物保安管理業務委託契約書

イ 委託業務に係る契約について、起案文書に予算額や設計金額等の記載がないものがある。

(人権・同和対策室)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 住宅新築資金滞納元金・利子払込書（令和 5 年 11 月作成分）について起票日が遅れている。

(支出事務)

- ア 自家用車同乗の旅行について、命令権者の承認を受けずに旅行しているものがある。
（前年度指摘事項）

- イ 同和対策活動費補助金（三支部）の令和 4 年度実績報告について、柳川市補助金等交付規則第 15 条に規定する補助事業実績調査報告書の決裁を受けていない。

- ウ 同和対策活動費補助金（三支部）の令和 5 年度交付申請について、柳川市補助金等交付規則第 3 条に規定する収支計画書の添付がない。

- エ 部落解放会館運営補助金の令和 4 年度実績報告について、柳川市補助金等交付規則第 15 条に規定する補助事業実績調査報告書の決裁を受けていない。また、返還金が生じているが補助金等確定通知書及び同規則第 17 条第 2 号に基づく補助金等返還命令書を作成していない。

(その他)

- ア 自動車保管場所利用承諾証明申請書について、起案文書記載の申請理由を誤記している。また、必要書類の添付がない。

【注意事項】

- ア 桜ノ木団地樹木伐採業務委託について、予算流用申請書の起票日を誤っている。

- イ 80 万円以下の物品購入について、伺兼依頼書及び契約締結伺書により事務処理しているが、見積提出依頼について重複して起案文書も作成しているものがある。

- ウ 随意契約において、事前伺の起案・決裁を受けずに契約締結しているものがある。

- エ 桜ノ木団地床張替工事の工事完成検査調書に決裁日及び施行日の記入がない。

- オ 公用車運転日誌について使用終了時間が未記入のものがある。（前年度注意事項）

- カ 旅行命令（依頼）書について、下記のものがある。
・復命の記入がない。

- ・旅行の発着地の記入がない。
- ・旅費や残額、復命を鉛筆で記入している。

キ 物品購入事務について、下記のものがある。

- ・徴取した見積書を起案文書に添付していない。
- ・納品後に見積書を徴取している。
- ・決裁日の記入がない。(前年度注意事項)
- ・徴取された見積書に日付の記入がない。
- ・見積状況調書の徴取年月日を誤記している。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、契約保証金の取扱いが適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市契約事務規則を参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努めるとともに、契約書の内容や添付書類等についても十分に確認されたい。

イ 決裁区分の誤りや決裁漏れに加え、公文書への記入誤りや記入漏れなどの安易なミスが散見される。職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に取り組まれたい。

柳川市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和6年4月30日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

令和5年度(3月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

産業経済部（農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、企業誘致推進課、観光課）、農業委員会

3 監査の実施期間

令和6年3月1日から令和6年3月28日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和5年4月1日から令和6年1月31日まで（令和5年度分）

令和5年2月1日から令和5年5月31日まで（令和4年度分）

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保（調定、収納、現金取扱）は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等（各所管施設を含む）

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

浦 川 和 久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《産業経済部》

(農政課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 令和５年度福岡県畜産振興総合対策事業費補助金の交付申請について、決裁権者により決裁されていない。

(支出事務)

ア 令和５年２月１日の佐賀県神埼市他への旅行は、旅行命令権者でない者により命令されている。

イ 令和５年２月１３日の自家用車を使用した久留米市への旅行について、旅行命令権者の承認を受けずに旅行している。

ウ 令和５年３月８日及び９日の公用車を使用した大牟田市への旅行について、旅行命令を受けていない。

(契約事務)

ア ふれあい農園に係る契約に下記のものがある。

- ・入園契約の起案文書について、決裁権者により決裁されていない。
- ・除草作業等業務委託契約について、予定価格の設定が行われていない。

【注意事項】

ア 令和５年度柳川市有害鳥獣捕獲業務委託契約書に下記のものがある。

- ・契約書中の法律名に誤りがある。
- ・別添実施要領に記載された実施時期に誤りがある。

イ 柳川市農業再生協議会に係る文書に下記のものがある。

- ・令和５年６月２７日付けの権限に関する委任状に柳川市長印を誤って押印している。
- ・令和５年度柳川市農業振興対策事業費補助金交付申請書の根拠規定に誤りがある。

(水路課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 筑後東部第2期土地改良区事務費補助金額は200万円以上であるが、財務規則第4条に規定する財政課長を経ての総務部長との合議が行われていない。

(契約事務)

- ア 下記契約について、見積依頼起案文書を作成していない。
- また、契約締結起案文書にも契約書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。
- ・湛水防除施設管理委託契約
 - ・樋門管理委託契約
 - ・大和干拓小排水路用排出ポンプ操作管理委託契約
 - ・有明地区中継ポンプ施設管理委託契約
 - ・矢部川水系樋管操作管理委託契約
- イ 下記契約について、契約書に収入印紙の貼付がない。
- ・矢部川水系樋管操作管理委託契約
 - ・筑紫都市下水路ポンプ場管理委託契約
 - ・北浦樋管・北浦排水機場管理操作委託契約
 - ・外平排水機場管理委託契約
- ウ 六双排水機維持管理業務委託契約について、下記のものがある。
- ・ 予定価格調書を入れた封書が未開封のまま、契約締結に係る起案文書が起案されている。
 - ・ 起案文書にも契約書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。
- エ 災害復旧事業伐採業務委託契約について、施行令第167条の2第1項第5号の規定による随意契約とされているが、見積依頼起案文書に、業者選定理由の記載がない。
- オ 水路浚渫土置場借地契約の締結に当たり、契約締結日が契約締結起案文書の決裁日より前になっている。

【注意事項】

- ア 下記契約書に消費税の明記がない。
- ・ 湛水防除施設管理委託契約
 - ・ 樋門管理委託契約
 - ・ 大和干拓小排水路用排出ポンプ操作管理委託契約

- ・有明地区中継ポンプ施設管理委託契約
- ・筑紫都市下水路ポンプ場管理委託契約
- ・北浦樋管・北浦排水機場管理操作委託契約
- ・外平排水機場管理委託契約

イ 水路浚渫土置場管理依頼について、起案文書の起案日及び決裁日が、承諾日及び承諾期間の始期より後の日付である。

ウ 行政財産使用許可について、不服申立てに係る審査請求期間が誤っている。

(水産振興課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 下記の支出負担行為書は、会計管理者に通知されないまま保管されている。

- ・ 令和 5 年度 柳川市水産振興対策事業（海苔集荷所施設整備）
- ・ 令和 5 年度 柳川市水産振興対策事業（海苔集荷所施設整備） ※変更分
- ・ 令和 5 年度 柳川市水産振興対策事業（共同水産物荷捌施設整備）
- ・ 令和 5 年度 福岡県有明海潜水器協議会（柳川市分）事業補助金

【注意事項】

ア 物品購入事務について、下記のものがある。

- ・ 見積書徴取前に契約締結伺書を起案している。
- ・ 納入期限が、見積依頼文書と仕様書で相違している。

イ 起案文書の公印使用欄に押印者の押印がないものや使用公印名の記載がないものがある。

ウ 旅行命令（依頼）書について復命の記入がないものがある。

(商工・ブランド振興課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 柳川市未来のために頑張る商店街応援事業補助金について、要綱に規定する日までに提出されていない事業認定申請書に対し事業認定しているものがある。

【注意事項】

ア 行政財産使用許可について、不服申立てに係る審査請求期間が誤っている。

(企業誘致推進課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 新規創業者支援事業補助金について、下記のものがある。

- ・ 補助金交付決定の決裁日より前に交付決定している。
- ・ 実績報告の補助対象経費の積算が誤っている。

【注意事項】

ア 新規創業者支援事業補助金について、下記のものがある。

- ・ 補助金交付決定の起案日が交付申請日より前の日付になっている。
- ・ 補助金額確定通知書の日付が起案文書の決裁日より前になっている。
- ・ 補助金額確定通知を法人名ではなく、代表者の個人名のみで通知している。
- ・ 実績報告書に受付日の記入がない。

イ 起案文書に決裁日や施行日の記入がないものがある。

(観光課)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 「月ぎめ駐車利用使用料（令和 5 年 7 月 28 日許可分）」の調定決議書は、会計管理者に通知されないまま保管されている。
- イ むつごろうランド施設使用料の調定決議書が財務規則に規定された適正な時期に起票されていない。

(支出事務)

- ア 長期継続契約を締結している筑紫町観光駐車場の土地借上料について、支出負担行為書が起票されていない。
- イ 下記について、財務規則第 4 条に規定する財政課長を経た総務部長合議が行われていない。
- ・令和 5 年度 柳川市観光協会補助金
 - ・令和 5 年度 柳川観光第 2 のエンジン創出による滞在力強化事業補助金
 - ・令和 5 年度 柳川観光 V 字回復キャンペーン事業（観光バス誘致及び修学旅行誘致）業務委託契約

(契約事務)

- ア 泉源地ガス警報装置 M2M センサネットサービス利用について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。
- イ 西鉄柳川駅観光案内所内 HDMI 分配器修繕について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号該当として随意契約しているが、根拠としている適用号数が合致していない。
- ウ 案内看板補修について、見積状況調書に記載された見積金額に税込みと税抜きが混在している。また、請書に別添となっている仕様書等の添付がない。
- エ むつごろうランド周辺道路・駐車場警備業務委託契約について、契約書に自動更新条項が規定されている。
- オ 下記契約について、予定価格調書を入れた封筒が未開封のまま、契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。
- ・市営観光駐車場トイレ清掃業務委託
 - ・市営本城町観光駐車場トイレ清掃業務委託

【注意事項】

- ア 市営本城町観光駐車場内建屋嘱託登記事務等業務委託（土地家屋調査事務）に係る見積依頼文書の文書番号が起案文書と相違したまま通知されている。
- イ 第1号泉源地樹木伐採・除草業務委託契約について、徴取された見積書に日付の記入がない。
- ウ 随意契約について、事前伺の起案・決裁を受けずに契約締結しているものがある。
- エ 公用車運転日誌について鉛筆で記入しているものがある。
- オ 旅行命令（依頼）書について下記のものがある。
- ・特別承認事項の該当がないものに命令権者の承認印が押印されている。
 - ・復命の記入がない。
 - ・予算配当残額の記入がない。
- カ 物品購入事務について、下記のものがある。
- ・予定価格が3万円以上だが、見積書の添付がない。
 - ・随意契約の該当号数の記入がない。
 - ・決裁日の記入がない。
- キ 起案文書について、下記のものがある。
- ・決裁日や施行日の記入がない。
 - ・公印使用欄に取扱責任者や押印者の押印がない。

《農業委員会》

【指摘事項】

(契約事務)

ア 令和 5 年度福岡県農業委員会研修大会のバス借上げに係る契約について、見積り徴取の起案文書に随意契約の理由や根拠規定の記載がない。

(その他)

ア 総会議事録に会長が指名した委員とは異なる委員が署名押印したものがある。

【注意事項】

ア 予算流用申請書に申請日より前の日付の請求書が添付されている。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、契約保証金の取扱いが適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市契約事務規則を参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

イ 公文書への記入漏れや記入誤り等の安易なミスに加え、合議の漏れが見受けられる。職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に向け積極的に取り組まれたい。

ウ 産業経済部においては財政援助団体の事務局を多数担っているが、その会計処理及び事務処理については市の事務同様適正な取り扱いを行われたい。

柳川市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和6年5月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

令和5年度(4月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

議会事務局、消防本部、教育部(生涯学習課)、監査委員事務局

3 監査の実施期間

令和6年4月1日から令和6年4月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日(令和5年度分)

令和5年3月1日から令和5年5月31日(令和4年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証

抛書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

浦 川 和 久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《議会事務局》

【指摘事項】

(契約事務)

ア SideBooks 利用料契約について、契約締結前に発注依頼を行っている。

【注意事項】

特にない。

《消防本部》

【指摘事項】

(収入事務)

ア 情報公開資料代にかかる収入について、収入科目を誤っている。

(支出事務)

ア 消防団員自動車運転免許資格取得事業費補助金について、補助金交付決定通知書及び支出負担行為書の日付が誤っている。

イ 防火衣等の物品売買契約について、財務規則第 4 条に規定する総務課長及び財政課長を経た総務部長との合議が行われていない。

(契約事務)

ア 本署トイレ消臭器具レンタル契約にかかる支払について、請求後 50 日以内に支払う旨を記載しているが、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する約定期間と合致していない。

イ 本署エレベーター保守業務委託契約にかかる支払遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する遅延利息の率とされていない。

ウ 本署オーバースライダー保守点検業務委託契約について、予定価格調書を入れる封筒に封印がなされていない。

エ 業務委託等の契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除しているものがある。

(その他)

ア 行政財産使用許可証等について、柳川市公印規則の規定と相違する公印を使用している。

【注意事項】

ア 飲料水自動販売機の行政財産使用料にかかる電気料金について、使用実績に基づいて算定していない。

イ 消防団分団運営交付金について、補助事業実績報告書と添付された領収証に日付の整合性がとれていないものがある。

《教育部》

(生涯学習課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 現金領収書の出納員の記名及び領収印を誤って発行しているものがある。

(支出事務)

ア バレーボールネット購入に係る伺兼依頼書について、決裁権者の押印がない。

イ 下記の旅行は、旅行命令権者でない者により命令されている。

- ・令和5年5月17日～19日 兵庫県川西市
- ・令和5年6月11日～14日 東京都渋谷区および千代田区

ウ 令和5年3月19日に九州大学へ旅行しているが、旅行命令権者による命令を受けていない。

エ 公民館補助金について、補助金収支内訳書の支出合計額が、補助金額を下回っているものがある。

(契約事務)

ア のど黒飴等購入に係る伺兼依頼書について、予算残額が不足している状態で起案し後に予算流用している。

イ 日韓子ども交流会事業について、予算措置をしないまま船を借上げし後に請求書で予算流用している。

ウ 下記契約の契約金額は1,000万円以上であるが、契約締結にあたり財務規則第4条に規定する財政課長を経た総務部長合議が行われていない。

- ・市民体育館耐震診断業務委託契約
- ・市民文化会館舞台オペレーター業務委託契約

エ 第10回柳川おもてなし健康マラソン大会の交通誘導警備業務に係る下記書類に日付の記入がない。

- ・契約締結前書面
- ・契約締結後書面
- ・契約書

オ 複合機メンテナンスギャランティ契約について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅

延利息の率とされていない。

カ 下記の契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

- ・コピー複合機賃貸借契約（市史編さん係）
- ・コピー複合機パフォーマンス契約（市史編さん係）
- ・柳川市史関係史料調査に関わる業務委託契約
- ・柳川市史有償頒布業務委託契約
- ・防火対象物点検業務委託契約

（その他）

ア 通学合宿事業補助金（六合校区通学合宿事業）について、事業実績報告日、調査実施報告日（調査実施年月日）、実績報告についての起案等、全ての日付を誤っている。

イ 令和４年度の市民文化会館自主事業実行委員会補助金について、実績報告書の提出が１年近く遅れている。（前年度注意事項）

【注意事項】

ア 旅行命令（依頼）書について下記のものがある。

- ・復命の記入がない。
- ・在勤庁を発着地としない理由の記載がない。
- ・別紙としている旅行経路の添付がない。

イ 公用車運転日誌について下記のものがある。

- ・使用終了時間の記入がない。
- ・使用日の記入がない。
- ・使用の記入がない行に課長印の押印がある。

ウ 物品購入事務について、下記のものがある。

- ・決裁日の記入がない。
- ・契約締結伺の起案日を誤記している。
- ・予定価格が３万円以上だが、見積書の添付がない。
- ・契約締結伺の起案日、決裁日及び発注日が、見積書の日付より早い。
- ・見積書に日付の記入がない。

エ 起案文書について、下記のものがある。

- ・公印使用欄に押印者の押印がない。
- ・決裁日や施行日の記入がない。

オ 第10回柳川おもてなし健康マラソン大会実行委員会総会について、書面決議の決議書に日付の記入がないものがある。

カ 令和4年度柳川古文書館の管理に関する事業報告書の提出および管理費の請求について、福岡県知事宛てに提出する文書を適正に処理していない。

キ 自家用電気工作物保安管理業務委託契約について、3者から見積徴取しているが、起案文書に1者見積依頼の理由を誤って記載している。

ク 大和生涯学習センター警備業務委託契約について、起案文書に契約事務規則の契約保証金免除の該当号数を誤記している。

ケ 公民館補助金について下記のものがある。

- ・実績調査報告書に添付している補助金一覧表の補助金額を誤記している。
- ・交付申請書に添付している予算書に予備費を計上している。

コ 生涯学習課が所管する施設の利用（使用）許可申請書及び使用料減免申請書について、下記のものがある。

- ・申請者情報の団体名等申請者が記入すべき事項に記入漏れ及び誤りがある。
- ・市側で記入すべき使用料について、記入漏れ及び誤りがある。（前年度注意事項）
- ・申請書の使用料等を鉛筆で記入している。（前年度注意事項）

《監査委員事務局》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、契約保証金の取扱いが適正に処理されていないものなどが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

イ 物品の購入等に関する事務等について、伺兼依頼書及び契約締結伺書への記入漏れ、伺兼依頼書起案から見積書徴取・契約締結伺書起案までの処理において日付に整合性のないもの、徴取した見積書に日付の記入のないものなどが見受けられるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を十分に確認し、適正な事務処理を行われたい。

ウ 公文書への記入漏れや記入誤りなどの安易なミスや合議の漏れ、前年度注意した事項について改善されていないものが見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に向け積極的に取り組まれたい。